○経済産業省告示第四号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成二十二年一月二十一日

経済産業大臣　直嶋　正行

番号	名称	住所	市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間
4973	若樹建設工業株式会社	宮城県仙台市若林区上飯田四丁目十二番七十六号	平成二十一年十一月二十四日から平成二十二年十一月二十三日まで
4974	株式会社商建	群馬県高崎市小八木町二千三十五番地四	平成二十二年一月五日から平成二十三年一月四日まで
4975	正華産業株式会社	大阪府大阪市西区江戸堀一丁目二十一番三十五号ザ・ファーストビル	平成二十一年十二月九日から平成二十二年十二月八日まで
4976	株式会社ミカド	大阪府大阪市北区大淀南一丁目十番九号	平成二十一年十二月二十四日から平成二十二年十二月二十三日まで
4977	ライツライン株式会社	鳥取県鳥取市北村九十五―十三	平成二十一年十一月二十日から平成二十二年十一月十九日まで

○国土交通省告示第二十九号

共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）第三条第一項の規定に基づき、次のとおり共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年一月二十一日

国土交通大臣　前原　誠司

道路の種類　路線名　区間

一般国道　九　号　京都市下京区中堂寺粟田町九十一番から同市西京区桂徳大寺北町一番まで

○国土交通省告示第三十号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十一年十二月二十四日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年一月二十一日

国土交通大臣　前原　誠司

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第4934号	レーダー・トランスポンダー	Tron SART20 Jotron AS	P.O. Box 54 Ostbyveien 1 NO-3280 Tjodalyng, Kingdom of Norway	

○国土交通省告示第三十一号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十一年十二月二十四日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年一月二十一日

国土交通大臣　前原　誠司

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第4882号	船外機（小型船舶用）	07003F	スズキ株式会社	① 排気通路壁面の温度センサーの廃止及びそれに伴うＥＣＭプログラムの変更 ② シフトポジションセンサーの廃止及び無負荷時の最低回転数の変更並びにそれらに伴うＥＣＭプログラムの変更
第4883号	〃	08002F	〃	〃
第4884号	〃	09003F	〃	〃

○国土交通省告示第三十二号

次の型式に係る船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づく型式承認は、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十年六月三十日付けをもって失効したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年一月二十一日

国土交通大臣　前原　誠司

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第615号	日光信号鏡	ＫＫ型	協和化工株式会社	東京都港区愛宕１丁目２番２号
第826号	応急医療具	ＫＫ型	〃	〃
第2160号	救難食	協和５型	〃	〃
第2238号	〃	協和７型	〃	〃
第2278号	〃	協和８型	〃	〃

○四国地方整備局告示第一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年一月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月二十一日

四国地方整備局長　足立　敏之

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　十一号

三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
東かがわ市引田字沖代五〇三番五から同市引田字沖代五四一番四まで	前	九・〇メートル～一〇・〇メートル	〇・一一三キロメートル
	後	一〇・五～四〇・〇メートル	〇・一一三キロメートル

四　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所